

宮城県PPP・PFI手法の優先的検討と導入に関する実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）」を踏まえ、公共施設等の整備等に多様なPPP・PFI手法を優先的に検討するための手続を定めることにより、民間投資の喚起や新たな事業機会の創出による効率的かつ効果的な施設の整備等の推進を図り、県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) PPP (Public Private Partnership) 公共施設等の建設、維持管理、運営等を県と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化を図るものであり、県と民間が連携して公共サービスの提供を行う手法
- (2) PFI (Private Finance Initiative) PPPの代表的な手法の一つであり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法
- (3) 公共施設等 PFI法第2条第1項に規定する公共施設等
- (4) 公共施設等整備事業 PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- (5) 利用料金 PFI法第2条第6項に規定する利用料金
- (6) 運営等 PFI法第2条第6項に規定する運営等
- (7) 公共施設等運営権 PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権
- (8) 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。
- (9) 優先的検討 公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP・PFI手法の導入が適切かどうかを、公共施設等の整備等を自ら行う従来型手法（以下「従来型手法」という。）に優先して検討すること
- (10) 簡易検討 従来型手法による場合と、最も適切なPPP・PFI手法を導入した場合との間で費用等の総額を比較し、PPP・PFI手法の導入の適否を検討すること
- (11) 導入可能性調査 専門的な外部コンサルタントの活用などにより、対象とする事業をPPP・PFI手法として実施した場合の、要求水準、リスク分担、事業採算性シミュレーション等の検証等から総合的に評価し、PPP・PFI手法の導入可能性を判断する調査
- (12) 詳細検討 導入可能性調査を実施した上で、当該調査結果に基づきPPP・PFI手法の導入の適否を詳細に検討すること

(対象とするPPP・PFI手法)

第3 この要綱の対象とするPPP・PFI手法は、次のとおりとする。

(1) 公共施設等の運営等	イ 公共施設等運営権方式 ロ 指定管理者制度 ハ 包括的民間委託 ニ O (運営等Operate) 方式 など
(2) 公共施設等の設計, 建設 又は製造及び運営等	イ BTO方式 (建設Build-移転Transfer-運営等Operate) ロ BOT方式 (建設Build-運営等Operate-移転Transfer) ハ BOO方式 (建設Build-所有Own-運営等Operate) ニ DBO方式 (設計Design-建設Build-運営等Operate) ホ RO方式 (改修Rehabilitate-運営等Operate) へ ESCO (Energy Service Company) など
(3) 公共施設等の設計, 建設 又は製造	イ BT方式 (建設Build-移転Transfer) (民間建設買取方式) ロ 民間建設借上方式 ハ 特定建築者制度等 (市街地再開発事業の特定建築者制度, 特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画 整理事業の業務代行方式をいう。以下同じ。) など

(優先的検討の開始等)

第4 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想, 基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか, 次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に, 併せて優先的検討を行うものとする。

- (1) 県有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
- (2) 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合
- (3) 公営企業の経営の効率化に関する取組を検討する場合

2 公共施設等の整備等について, 次に掲げる計画を策定又は変更する場合において, 事業担当部局はこの要綱の趣旨を尊重し, PPP・PFI手法の活用の推進に努めるものとする。

- (1) 「宮城県公共施設等総合管理方針」又は「宮城県公共施設等総合管理方針に基づく個別施設計画」
- (2) 「新・宮城の将来ビジョン (実施計画を含める。)」
- (3) 「宮城県企業局新経営計画」

(優先的検討の対象事業)

第5 優先的検討の対象となる事業は, 次の第1号及び第2号に該当する公共施設等整備事業とする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業
 - イ 建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - ロ 利用料金の徴収を行う事業

ハ その他民間事業者の資金，経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる事業
(2) 次のいずれかの事業費基準を満たす事業

イ 事業費の総額が10億円以上の事業（建設，製造又は改修を含むものに限る。）

ロ 単年度の事業費が1億円以上の事業（運営等のみを行うものに限る。）

2 前項に規定するもののほか，行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年宮城県規則第26号）第15条第1項に規定する事業（前項に該当する場合を除く。）は，優先的検討の対象とする。

（最も適切なPPP・PFI手法の選択）

第6 事業担当部局は，第5の優先的検討の対象となる公共施設等整備事業について，当該事業の期間，特性，規模等を踏まえ，当該事業の品質確保に留意しつつ，最も適切なPPP・PFI手法を選択するものとする。この場合において，一つの手法を選択することが困難であるときは，複数の手法を選択できるものとする。

（PPP・PFI導入調整会議の設置）

第7 公共施設等整備事業を行うに当たって，関係部局による適切なPPP・PFI手法の検討及び総合的な調整を図るため，宮城県PPP・PFI導入調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第8 調整会議は，次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 簡易検討に係る適否の判断に関すること。
- (2) 詳細検討に係る適否の判断に関すること。
- (3) その他PPP・PFI事業の推進に関し必要な事項

（組織）

第9 調整会議は，議長，副議長及び委員をもって構成し，それぞれ別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 議長は，調整会議の事務を総括し，調整会議を代表する。
- 3 副議長は，議長を補佐し，議長に事故あるとき，又は欠けたときは，その職務を代理する。

（幹事会）

第10 調整会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は，調整会議に付すべき事項について，あらかじめ審議するとともに，議長の指示する事項を処理する。
- 3 幹事会は，幹事長，副幹事長及び幹事をもって構成し，それぞれ別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は，幹事会の事務を総括し，幹事会を代表する。
- 5 副幹事長は，幹事長を補佐し，幹事長に事故あるとき，又は欠けたときは，その職務を代理す

る。

(会議)

第11 調整会議の会議は議長が、幹事会の会議は幹事長が、それぞれ必要に応じて招集し、その会議を主催する。

2 議長及び幹事長は、必要に応じて調整会議又は幹事会の会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(調整会議における簡易検討)

第12 第6で選択したPPP・PFI手法の検討については、原則として、調整会議において簡易検討を行い、当該手法の導入の適否を判断するものとする。

2 前項において必要な様式は、次のとおりとする。

(1) PPP・PFI検討調書(別記様式第1号。以下「検討調書」という。)

(2) PPP・PFI簡易定量評価表(別記様式第2号。以下「定量評価表」という。)

3 第1項の規定にかかわらず、PPP・PFI手法に係る過去の実績が乏しいなど費用総額の比較が困難な場合は、前項第2号に代えて、その他の評価によるPPP・PFI簡易評価表(別記様式第3号。以下「その他評価表」という。)によるものとする。

(調整会議における詳細検討)

第13 第12の簡易検討においてPPP・PFI手法の導入が適していると判断された公共施設等整備事業については、原則として、調整会議において詳細検討を行い、当該手法の導入の適否を判断するものとする。

2 前項において必要な様式は、次のとおりとする。

(1) 導入可能性調査結果

(2) 導入可能性調査を踏まえた検討調書及び定量評価表

(調整会議における検討の例外)

第14 第12及び第13の規定にかかわらず、既にPPP・PFI手法の導入が前提とされている事業のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、調整会議における検討を省略できるものとする。この場合において、その事業又は手法の詳細並びに必要な手続等については、別に定める。

(1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく市場化テストの導入が前提とされている事業

(2) 民間事業者が実施することが法的に制限されている事業

(3) 災害復旧事業等で緊急に実施する必要がある事業

(4) 過去5年以内に調整会議において既に検討がなされ、PPP・PFI手法が不相当とされた事業と同種と判断される事業

(5) その他別に定める事業又は手法

(審議結果の公表)

第15 県は、調整会議においてPPP・PFI手法の導入が適しないと判断された場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期に県ホームページで公表するものとする。

- (1) PPP・PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設等整備事業の入札に係る予定価格の推測につながらない事項 第12又は第13に規定する調整会議の開催後、遅滞ない時期
- (2) 定量評価表の内容 当該公共施設等整備事業の入札手続の終了後等適切な時期
- (3) その他評価表の内容 当該公共施設等整備事業の入札手続の終了後等適切な時期

(庶務)

第16 調整会議及び幹事会の庶務は、総務部行政経営推進課において処理する。

(手続)

第17 この要綱に基づく優先的検討及び公表等に関する標準的な手続については、別紙によるものとする。

(委任)

第18 この要綱に定めるもののほか、PPP・PFI手法の優先的検討と導入に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 宮城県PFI導入調整会議設置・運営要綱（平成24年11月30日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 第14第4号の「調整会議」には、旧要綱におけるPFI導入調整会議を含むものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

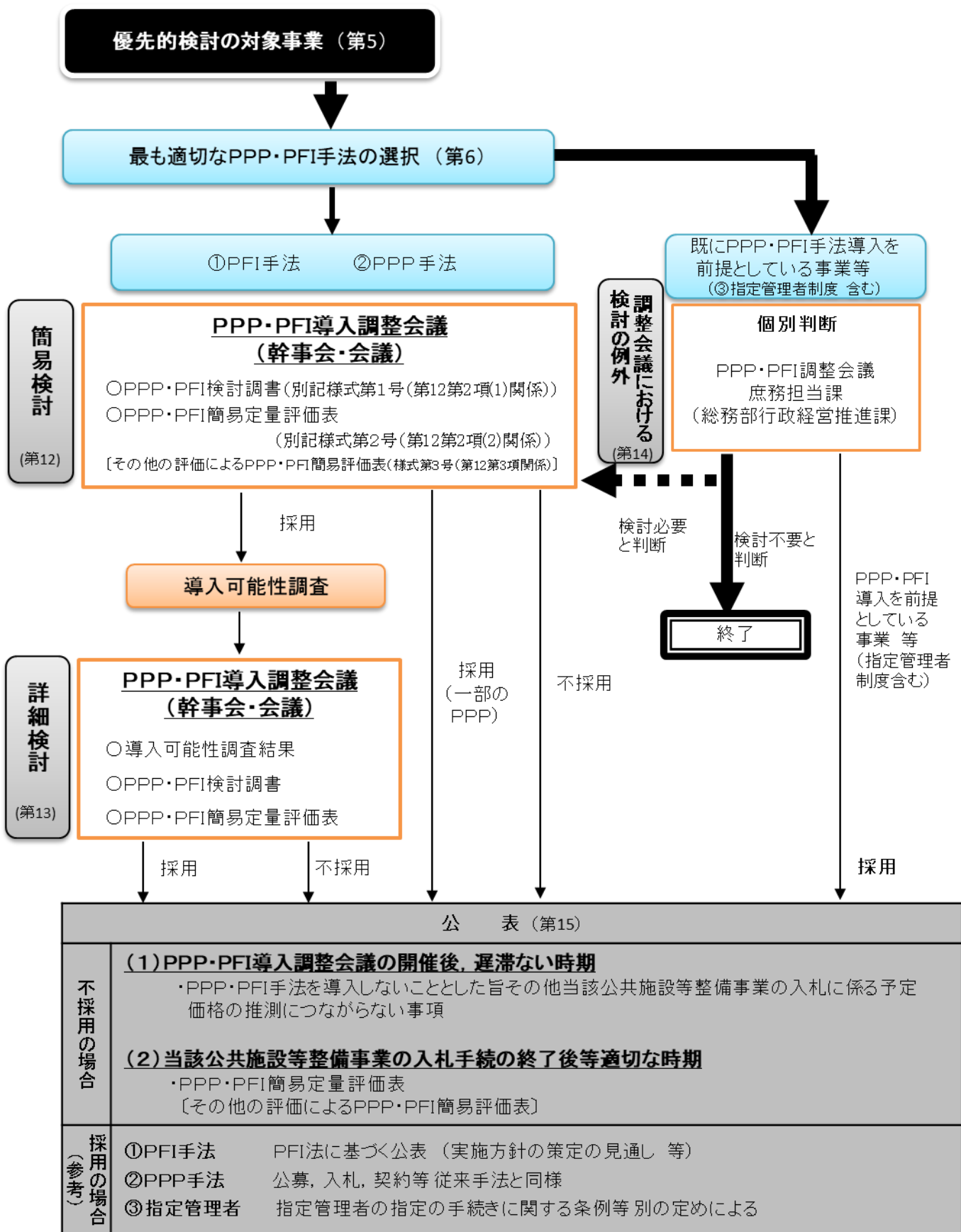
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 9 関係)

議 長	第 1 順位の副知事
副議長	第 2 順位の副知事
委 員	総務部長 企画部長 事業担当部局長 総務部副部長 (複数の副部長が置かれる場合は、行政経営推進課を担当する者) 等

別表 2 (第10関係)

幹事長	総務部副部長 (複数の副部長が置かれる場合は、行政経営推進課を担当する者)
副幹事長	行政経営推進課長
幹 事	(総務部) 財政課長 管財課長 (企画部) 総合政策課長 (土木部) 営繕課長 設備課長 (出納局) 契約課長 (警察本部) 装備施設課長 (警察本部所管施設に限る) 事業担当課 (室) 長 等



別記様式第1号 (第12第2項(1)関係)

PPP・PFI検討調書

年 月 日作成

部局課室名	部・局 班・係 担当者職・氏名			課・室	
事業の名称	(新規・建替・運営権)				
事業の目的					
スケジュール	供用開始予定 年 月				
用地関係	【予定地】				
	【用地確保】	県有地・民有地買上・民有地借り上げ・()			
	【敷地面積】	m ²			
	【計画上の規制】	規制区域 用途 建坪率 容積率 その他			
整備等費用	事業規模	延べ床面積	m ²	造成面積	m ²
	建設費	調査費			百万円
		設計費			百万円
		建設費			百万円
		その他(用地費, 負担金等)			百万円
	合計			百万円	
運営等費用 (※事業期間 ____年間)	人件費		百万円 ()		
	大規模修繕費		百万円 ()		
	諸税公課		百万円 ()		
	その他		百万円 ()	()	
			()		
総事業費	百万円				
補助制度 の内容					
その他					

【PPP・PFI事業とした場合の想定】（2以上の手法を選択した場合、各々の手法について本項目を作成のこと。）

採用する PPP・PFI手 法 (第3関係)	
事業形態 (*PFI手法を選択した場合)	サービス購入型・独立採算型・ジョイントベンチャー型
民間事業者の 事業範囲	
民間事業者の 創意工夫	
事業用地の扱い	
事業期間	
資金調達	
事業方式選定 理由	

PPP・PFI導入のメリット
1 設計・建設 2 維持・管理 3 運営 4 その他
PPP・PFI導入のデメリット
国・自治体等の類似した事業でのPPP・PFI導入事例 * 主要事例を2例以上、1例のみの場合は1例のみ記載のこと
1 ①省庁，地方公共団体等の名称 ②事業名 ③事業規模 ④事業概要 ⑤VFM試算等* 主要事例を2例以上、1例のみの場合は1例のみ記載のこと 2

担当部局の結論		
1 PPP・PFI手法で実施（一部実施を含む。）	2 従来方式で実施	3 その他
判断理由（詳細に記載のこと。）		
○		
○		
○		
○		
○		

(注) 定量評価表（別紙様式第2号）、関係資料（計画書、配置図等）を添付願います。

なお、PPP・PFI手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、別紙様式第2号に代わり、その他評価表（別記様式第3号）を添付願います。

PPP・PFI簡易定量評価表

年 月 日作成

○事業手法の比較検討の前提条件 【事業期間 年 落札率 %】

担当部局課室名		部 課（室）	
事業の名称		（新規・建替・運営権）	
事業の目的			
予 定 地			
		従来型手法の費用等	PPP・PFI手法の費用等 （候補となるPPP・PFI 手法名）
前 提 条 件 等	事業期間	設計・建設	
		維持管理	
	施設面積 (㎡)		
		計	
整備等（運営等を除く。）費用			
＜算出根拠＞			
運営等費用			
＜算出根拠＞			
利用料金収入			
＜算出根拠＞			
資金調達費用			
＜資金調達 算出根拠＞	自己資金 （一般財源）		
	起債		
		利率, 償還方法等	金利 % 償還期間 年 支払方法等
	補助金		
	市中銀行借入		
		利率, 償還方法等	金利 % 償還期間 年 支払方法等
調査等費用			
＜算出根拠＞			
税金			
＜算出根拠＞			
税引後損益			
＜算出根拠＞			
合計			
合計（現在価値）			
財政支出削減額（削減率）			（ %）
割引率		%	%

● 県の財政負担額

単位：

実額							
現在価値							

■ PPP・PFI手法 □ 従来手法

※従来手法とPPP・PFI手法を比較する棒グラフを作成願います。

その他の評価によるPPP・PFI簡易評価表

年 月 日作成

○事業手法の前提条件 【事業期間 年】

担当部局課室名		部 課（室）	
事業の名称		(新規・建替・運営権)	
事業の目的			
予 定 地			
候補となるPPP・PFI手法名			
前 提 条 件 等	事業期間	設計・建設	
		維持管理	
	施設面積		m ²
			m ²
		計	m ²
民間事業者への意見聴取を踏まえた検討 （*2社以上記載のこと）			
類似事例の調査を踏まえた検討 （*主要事例を2例以上、1例のみの場合は1例のみ記載のこと）			
その他公的負担の抑制につながることを示す客観的な方法による検討			

※検討を行わない項目については、斜線をひくこと。